

指定居宅介護支援事業所
明幸園ケアプランセンター
重要事項説明書

社会福祉法人
天童福祉厚生会



当事業所は、介護保険の指定を受けています。
(天童市 指定番号：067100047)

居宅介護支援（ケアマネジメント）とは

介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、介護支援専門員（ケアマネジャー）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に添って、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整等を行うこと。

介護支援専門員（ケアマネジャー）とは

介護保険法に基づいて定められたケアマネジメントの専門職。介護保険の要介護認定で認定を受けた人が適切なサービスを受け、自立した日常生活を送れるように、ケアプランを作成し、各種サービス事業者や市町村等と連絡を取りながら、サービス利用を手助けする。市町村から委託され、要介護認定の為の認定調査も行う。質の向上を図るため、2006年度から資格が5年ごとの更新制となった。また、新たに主任介護支援専門員の資格が創設された。

◇◆ 目 次 ◆◇

1. 事業者の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. 事業所の概要
3. 事業の目的及び運営の方針・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
4. 居宅介護支援の提供方法及び内容
5. 利用料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3～P 4
6. サービスの利用方法及び留意事項・・・・・・・・ P 5
7. 公正中立の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
8. 秘密保持及び個人情報の保護・・・・・・・・ P 7
9. 事故発生時の対応及び賠償責任
10. 高齢者虐待防止について
11. 相談・苦情等の窓口・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8

明幸園ケアプランセンター重要事項説明書

居宅介護支援の提供開始にあたり、厚生労働省令第38号第4条に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 天童福祉厚生会	
代表者役職・氏名	理事長 佐藤 通隆	
本部所在地	〒994-0071 山形県天童市大字矢野目150番地 電話番号 023-653-3071	
事業一覧	・特別養護老人ホーム明幸園	・特別養護老人ホーム清幸園
	・短期入所生活介護事業、介護予防短期入所生活介護事業 ・障がい短期入所事業	
		・訪問介護事業、 介護予防訪問介護事業
	・通所介護事業、介護予防通所介護事業	
	・地域密着型サービス事業 認知症対応型通所介護	・地域密着型 特別養護老人ホーム清幸園
	◎居宅介護支援事業	
・天童市地域包括支援センター めいこうえん	・天童市在宅介護支援センター 清幸園	

2. 事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	明幸園ケアプランセンター
所在地	山形県天童市大字矢野目150番地
電話番号	023-653-1170
サービス提供地域	天童市(天童市以外の方でも、ご希望の方はご相談下さい)

(2) 事業所の職員体制

職種	資格	常勤	兼務	職務内容
管理者	主任介護支援専門員	1	(1)	管理・監督、業務の統括
介護支援専門員	介護支援専門員	4	(1)	相談・ケアプラン作成
事務職員		1	(1)	会計事務処理

※当事業所の管理者は、厚生労働省令第4号「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第3条に規定する主任介護支援専門員です。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月から土曜日（日曜、祝日は休み） ※12月29日から31日及び1月1日から3日を除く
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
緊急時連絡	当事業所は24時間体制で営業しております。 023-653-1170まで御連絡下さい。

3. 事業の目的及び運営の方針

当事業所の介護支援専門員は、ご契約者の心身の状況、能力、その置かれている環境に応じ必要な情報の提供、居宅介護サービス計画の作成、指定サービス事業所等関係機関との連絡調整等を行ないます。

- ①居宅介護支援にあたっては、ご契約者の意志及び人格を尊重し、本人の選択とその有する能力に応じ、自立支援に資する援助を行ないます。
- ②適切なサービス提供のため、各関係機関との連携を図り、公正中立な総合的なサービスの提供に努めます。

4. 居宅介護支援の提供方法及び内容

事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ①居宅を訪問し、利用者及び家族と面接して情報を収集し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握(アセスメント)します。課題分析の方式は居宅サービスガイドライン、MDS-HCのいずれかを使用します。
- ②アセスメントに基づき、解決すべき課題に対応するため最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及び達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びに提供する上での留意事項を記載した、居宅サービス計画原案を作成します。
- ③当該地区の居宅サービス事業者に関するサービスの内容や利用料等の情報、その他の保健医療、福祉サービス等に関する複数の情報を適正に提供、説明し、利用者からサービスを選択して頂きます。
- ④原案の指定居宅サービス等について、保険対象になるか否かを区分して説明し、最後に利用者より同意を受けます。
- ⑤作成した居宅サービス計画は、遅滞なく利用者及びサービス提供担当者に交付いたします。利用者は、複数の事業所の紹介や当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事ができます。担当者に交付する際は、計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者と共に共有、連携を図ります。
- ⑥居宅サービス計画に沿ったサービスが実施されているか継続的に管理します。居宅サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)にあたっては、特段の事情のない限り、少なくとも1か月一回利用者の居宅を訪問し利用者に面接し、1か月一回モニタリングの結果を記録します。

- ⑦利用者の状態について定期的に再評価を行い、変化等に応じて居宅サービス計画の変更や、要介護認定区分変更申請の手続き等の対応をします。
- ⑧利用者が要介護認定や要介護認定の更新、要介護状態区分の変更の認定等を受けた場合及び居宅サービス計画の新規作成、変更の際には、サービス担当者会議の開催等により、居宅サービス計画の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めます。ただし、著しい状態変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者については、主治の医師等の助言を得ることを前提として、サービス担当者会議の招集をせず、速やかな居宅サービス計画やサービスの変更を行なう等の配慮を行なう事ができます。
- ⑨居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとします。
- ⑩事業者は、医療と介護の連携強化の観点から、利用者に対して、入院時に担当の介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供することを依頼します。また、利用者が医療系サービスの利用を希望する場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。
- ⑪事業者は、居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けた時その他必要と認める時は、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治医の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。
- ⑫事業者は、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、介護支援専門員が、統計的に見て通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護(生活援助中心型)を位置づける場合には、市町村にケアプランを届け出、ケアプランやサービス内容の検証を受けます。
- ⑬障がい福祉サービスを利用してきた利用者が、介護保険サービスを利用する場合等は、介護支援専門員と障がい福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を図り、適切な居宅介護支援を提供します。
- ⑭利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望し、申出があった場合には、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ⑮事業者は、居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録その他の居宅介護支援に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

5. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、法定受領により介護保険から全額負担されるため、自己負担はありません。

※介護保険料の滞納等により、法定受領できなくなる場合は、一旦1ヶ月当たりの料金を頂き、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日天童市の窓口に出しますと全額払戻しを受けられます。居宅介護支援費は次の通りです。

居宅介護支援費Ⅰ(担当件数40件未満)	
要介護 1・2	10,530円(1,053単位)/月
要介護 3・4・5	13,530円(1,353単位)/月

(2) 加算(なお、下記の事由に該当したときには、次の通り加算されます。)

加算等名称	料金 (報酬単価)	算定要件等		
初回加算	3,000円 (300単位)	新規に居宅サービス計画書を作成する場合や要支援者が要介護認定を受けた場合、要介護区分が2段階以上変更になった場合。		
特定事業所加算Ⅱ	4,000円 (400単位)	厚生労働大臣が定める基準を満たし、中重度者や支援困難ケースの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所に加算。		
特定事業所加算Ⅳ	1,250円 (125単位)	特定事業所加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得し、かつ退院・退所加算の算定に係る医療機関との連携を年間35回以上行うとともに、ターミナルケアマネジメント加算を年間5回以上算定している事。		
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,000円 (200単位)	利用者が入院してから3日以内に、医療機関の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合。		
入院時情報連携加算(Ⅱ)	1,000円 (100単位)	利用者が入院してから4日以上7日以内に医療機関の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合。		
退院・退所加算	カンファレンス参加	連携1回	4,500円 (450単位)	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上
	無	連携2回		

カンファレンス参加有	連携1回	6,000円 (600単位)	でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。ただし連携3回を算定できるのは、そのうち1回以上について入院中の担当医等との会議に参加し、在宅での療養上必要な説明を受けた場合に限る。
	連携2回	7,500円 (750単位)	
	連携3回	9,000円 (900単位)	
※カンファレンスとは、「会議・協議」を意味し、病院・診療所の医師等やサービス事業者等他職種で行なう会議のことを言います。			
ターミナルケアマネジメント加算		4,000円 (400単位)	末期の悪性腫瘍の利用者又はその家族の同意を得た上で、主治医の医師等の助言を得つつ、ターミナル期（終末期）に通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等や居宅サービス事業者へ提供した場合。
小規模多機能型 居宅介護事業所連携加算		3,000円 (300単位)	小規模多機能型居宅介護サービスの利用開始の際、必要な情報を当該授業所へ提供し居宅サービス計画書作成に協力した場合。（居宅介護支援事業所は変更となります。）
看護小規模多機能型 居宅介護事業所連携加算			
緊急時等 居宅カンファレンス加算		2,000円 (200単位)	病院・診療所の求めにより、病院・診療所の医師または看護師等と共に利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じ利用者に必要な居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。

(3) 交通費

天童市にお住まいの方は無料です。天童市を超えた地点から、片道概ね10キロメートル以上の場合、交通費の実費500円を頂きます。

6. サービスの利用方法及び留意事項

(1) サービスの利用開始

まずはお電話でお申込みください。当事業所の職員がお伺いします。居宅サービス計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者からのサービス終了

利用者の都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申込みください。

次に掲げる事由に該当した場合においても、契約者はサービスを終了することができます。

- ・事業所が契約等内容を変更し、これに同意しない場合
- ・事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業所が守秘義務に反した場合
- ・利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合

②事業所からのサービス終了

次に掲げる事由に該当した場合、当事業所からサービスを終了させていただくことがあります。

- ・利用者が、その心身の状況及び病歴等の重要事項に関し不実の告知を行なったことにより、サービスを継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ・利用者やご家族等が当事業所や当事業所の従業者に対して、この契約を継続し難い背信行為を行なった場合
- ・居宅サービスの利用が、相当期間以上見込まれない場合

③その他

次に掲げる事由に該当した場合は、サービスを自動的に終了となります。

- ・利用者が死亡した場合
- ・利用者が介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設等）に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、要支援認定及び非該当（自立）と判定された場合
- ・やむを得ない事情により事業者が解散または当事業所を閉鎖、縮小する場合
- ・事業所が介護保険の指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合

（3）介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員の交替について、ご相談させて頂くことがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

7. 公正中立の遵守

居宅介護支援の提供に当たっては、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行ないます。

〈7つの禁止事項を遵守します〉

- ①介護認定調査の類似行為を行なってはならない。
- ②居宅サービス計画作成の利用者獲得を目的に申請代行の勧誘を行なってはならない。
- ③事業所の十分な説明を行わないまま、居宅サービス計画作成の予約を受けてはならない。
- ④利用者のアセスメント、サービス事業者の適正な情報提供、利用者によるサービスの選択等のないまま、特定の居宅サービスの利用予約を行なってはならない。居宅サービス計画原案作成前に、特定の居宅サービスの利用予約を行なってはならない。
- ⑤広告は当該居宅介護支援事業の範囲にとどめ、同一系列事業者のサービスの営業活動は

行なってはならない。

⑥認定調査の際に併せて居宅サービス計画作成のためのアセスメントは、原則として認められない。

⑦認定調査の際に居宅サービス計画作成の予約、居宅サービス利用の予約、特定の居宅介護支援事業者の広告等を行なってはならない。

8. 秘密保持及び個人情報の保護

①事業者、介護支援専門員、その他の従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約終了後も継続します。

②事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。

③介護保険法上に位置付けられた地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとなっています。

④事業所は、特定事業所加算算定による法定研修等における実習受け入れ事業所として人材育成への協力をしております。実習指導において利用者及びその家族の情報等の取り扱いには細心の注意を図りますのでご協力を頂く場合があります。

⑤事業所は、特定事業所加算算定による質の高いケアマネジメントの推進等、地域のケアマネジメント機能の向上及び自己研鑽を目的に、他法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施します。その際の利用者及びその家族の情報等の取り扱いには細心の注意を図りますのでご協力をお願いいたします。

9. 事故発生時の対応及び賠償責任

①利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

②利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、その責任の範囲において速やかに損害を賠償します。

10. 高齢者虐待防止について

事業者は、ご契約者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 研修等を通じて、人権擁護の意識や知識向上に努めます。

(2) 支援にあたっては、ご契約者の権利擁護を優先に行ないます。

(3) 当事業所の職員は、人権擁護の観点から、虐待等の早期発見に努め、発見した際には天童市等の関係機関への通報義務が課せられております。

11. 相談・苦情等の窓口

社会福祉法第82条の規定により、当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情については、下記の窓口で承ります。

明幸園ケアプラン センター窓口	担当者	介護支援専門員 森谷 千代子
	電話番号	023-653-1170
	受付時間	月～土曜日（祝日、12/29～1/3を除く） 午前8時30分～午後5時30分

①苦情解決方法

苦情は面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、利用者は第三者委員に直接苦情を申し出ることも出来ます。

苦情受付担当者	介護支援専門員 森谷 千代子
苦情解決責任者	管理者 明泉 光哉
第三者委員	横田 光正（住職、元天童市教育長） 電話番号 023-654-1909（矢野目 正法寺）
	荒木 隆俊（羽陽学園短期大学教授） 電話番号 023-655-2385（天童市清池羽陽学園短期大学）

②他の苦情処理機関の紹介

本事業所で解決できない苦情は、下記の窓口へ申し立てることも出来ます。

天童市役所 健康福祉部 保険給付課 介護給付係	所在地 天童市老野森1-1-1 電話番号 023-654-1111（内線757）
山形県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 寒河江市大字寒河江字久保6番地 電話番号 0237-87-8003
山形県 福祉サービス運営適正化委員会	所在地 山形市小白川町二丁目3-31 （県総合社会福祉センター内） 電話番号 023-626-1755

平成 年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対し契約書及び本書面にに基づき、重要な事項について説明を行ない交付しました。		
事業者	所在地	〒994-0071 山形県天童市大字矢野目150番地
	事業者名	社会福祉法人天童福祉厚生会
	説明者	指定居宅介護支援事業所 明幸園ケアプランセンター 職名 介護支援専門員 氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援の提供開始に同意し、受領しました。		
利用者	住所	〒
	氏名	印
代理人	住所	〒
	氏名	印

個人情報使用同意書

1. 使用目的

私及び家族の個人情報は居宅サービス担当者会議内や介護支援専門員とサービス事業者、主治の医師等との連絡調整において必要な場合は使用することに同意します。

2. 条 件

情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意をはらうこと。

また、天童市や天童市地域包括支援センターが主催する地域ケア会議、他事例検討会等への事例提供を求められた場合の提出は個人が特定できないように十分な配慮で対応すること。

平成 年 月 日

指定居宅介護支援事業所
明幸園ケアプランセンター
管理者 明泉 光哉 殿

利用者 住 所

氏 名 印

利用者家族代表 住 所

氏 名 印